

国民健康保険

申請は済みましたか？

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

医療費などの自己負担金を証明できます

国民健康保険に加入している74歳までの人で、認定証を発行することで、入院時に窓口で支払う一部負担金額を、設定された自己負担限度額までとする制度です。(保険適用外の部分については自己負担が必要です。)

なお、75歳以上の人については、「広報ひこね」7月15日号3ページでお知らせしています。

認定証は毎年申請が必要です

認定証の期限は、毎年7月末日までで、毎年申請が必要です。すでに認定証を持っている人で、8月以降も引き続き継続を希望する人は、申請をしてください。

申請窓口 国保年金課、支所、各出張所

申請に必要なもの 国民健康保険証、印鑑

問い合わせ先 国保年金課 ☎30-6112、FAX21-2220

高額療養費の自己負担限度額（70歳未満）

適用区分	所得区分	3回目まで	4回目以降	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
A	上位所得者 世帯に属するすべての被保険者について、基礎控除後の年間所得額を合算した額が、600万円を超える世帯に属する人	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円	260円 (標準負担額)	
B	一般 上位所得者・住民税非課税世帯のいずれにも該当しない人	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,000円		
C	市民税非課税世帯の人	35,400円	24,600円	210円	160円

※回数は、高額療養費の支給を申請する日の、直前の1年間における高額療養費の支給回数を表します。

高額療養費の自己負担限度額（70歳～74歳）

区分	区別	外来	入院時の一時負担金	入院時の1食あたりの食事代	
				90日までの入院	90日を超える入院
一般	低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱのいずれにも該当しない人 (申請は必要ありません)	12,000円	44,000円	260円 (標準負担額)	
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯の人	8,000円	24,600円	210円	160円
低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯員の所得が0円の人 (年金収入のみの場合は80万円以下の人)	8,000円	15,000円		100円

正式な変更は、9月1日からですが、試験期間として、8月下旬から、自動受付機の利用を始めます。
なお、今回の受付方法の変更は、市役所の市民課窓口だけです。支所や各出張所はこれまで通りの方法で受け付けます。

9月1日から市民課窓口の受付方法が変わります
市民課
これまででは、市民の皆さんが、交付申請書や各申請用紙に記入し、窓口で並んでいた後、職員が番号札をお渡ししていました。
9月1日からは、交付申請書や住民異動届などの各用紙に記入していただいた後、自動受付機で番号札を取っていただく方法に変わります。自動受付機は各種証明用と、その他届出用の2種類があります。自動受付機の導入により、交付までが、短時間で済む人と、それよりも時間がかかる人を分けて受付することで、全体の待ち時間を短縮することができます。

問い合わせ先 市民課 ☎30-6111 番 FAX22-1398 番

児童扶養手当 特別児童扶養手当 今年の手続きをこころに
子育て支援課
児童扶養手当は母子家庭などに、特別児童扶養手当は障害児のいる家庭などに、生活の安定と自立を促進するために支給される手当です。これらの手当を受けている人(現在支給停止になっている人も含む)は、それぞれ「現況届」「所得状況届」を期間内に必ず提出してください。この届を2年間提出しないと、受給資格がなくなります。
提出期間
▼児童扶養手当 8月1日(金)～同29日(金)
▼特別児童扶養手当 8月11日(月)～9月10日(水)
提出・問い合わせ先 子育て支援課(平田町) ☎23-95590 番、FAX26-17688 番

市 税 務 課

建物を新築・増築した皆さん
固定資産税の家屋調査にご協力を


就学義務猶予免除者等の
中学校卒業程度認定試験
円教育委員会学校教育課
受験資格 次の①～④のいずれかに該当する人
①就学義務猶予免除者または就学義務猶予免除者だった人で、平成21年3月31日までに満15歳以上になる人

円教育委員会学校教育課

また、以前から課税されている建物を取り壊したときや、用途を変更した場合などは、必ず届け出てください。
問い合わせ先 市税務課資産税係 ☎30-61388 番、FAX22-30522 番

10月1日から乳幼児福祉医療費助成制度が変わります

保険適用内の診療について自己負担金がなくなります



現行
通院 1診療報酬明細書あたり500円
入院 1日あたり1,000円(限度額は月額14,000円)

10月1日以降
通院・入院 自己負担金はかかりません
※保険適用外の予防注射代、薬の容器代、診断書代、入院時の食事負担代、差額ベッド代などはこれまでどおり全額自己負担です。

手続きは原則不要です
すでに乳幼児福祉医療費受給券を持っている人は、今回の制度の変更による手続きは必要ありません。9月下旬に新しい福祉医療費受給券を郵送します。
ただし、保護者の平成19年中の所得を、彦根市で確認できない場合は、所得証明書などを提出していただく必要があります。対象となる人には、8月中にご案内を郵送します。

問い合わせ先
国保年金課 ☎30-6136、FAX22-1398

②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、平成21年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについて、やむを得ない理由があると文部科学大臣が認められた人
③平成21年3月31日までに満16歳以上になる人
※①、④に該当する人を除く
④日本国籍を有しない人で、平成21年3月31日までに満15歳以上になる人
試験日 11月4日(火)

試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)
試験会場 園大津合同庁舎 6A会議室(大津市)
願書受付期間 8月22日(金)～9月9日(火)(郵送の場合は9月9日(火)の消印有効)
問い合わせ先 園教育委員会 学校教育課 ☎077-5284576 番
8月は、電気事故が多く発生

8月は、電気使用安全月間です
関西電気保安協会滋賀支部
皆さんの家庭では、「たこ足配線」をしてみてください。コードや配線器具には、電気を流してもいい限度があります。たこ足配線をする、無理な電流が流れて大変危険です。この機会に、住まいの電気の安全をチェックしましょう。
問い合わせ先 関西電気保安協会滋賀支部 ☎077-5251421 番、FAX077-5249423 番、ホームページ: http://www.ksdh.or.jp